

岐阜県公報

号外(三) 令和元年七月十日

目次

告示

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(家畜防疫対策課)

ページ

(同)

一

告示

岐阜県告示第百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

豚

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 二頭

四 発生場所

加茂郡七宗町

五 発生年月日

令和元年七月十日

岐阜県告示第百二十一号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

関市中之保、美濃加茂市三和町川浦及び三和町甘屋、加茂郡川辺町上川辺及び下麻生並びに加茂郡七宗町神淵

2 移出を禁止する区域

関市上大野、神野、上之保、志津野、下之保、富之保及び西神野、美濃市上河和及び下河和、美濃加茂市伊深町、下米田町為岡、下米田町東栃井、下米田町山本、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町中蜂屋及び山之上町、郡上市八幡町小那比、下呂市金山町菅田桐洞及び金山町菅田笹洞、加茂郡富加町加治田、加茂郡川辺町石神、鹿塩、下飯田、下川辺、下吉田、中川辺、中野、西栃井、比久見及び福島、加茂郡七宗町上麻生、川並及び中麻生、加茂郡八百津町上飯田、上吉田、野上、八百津及び和知並びに加茂郡白川町河岐及び坂ノ東

令和元年七月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社